

On the studies about the Description of Abe-no-Hirafu's Expedition

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24292

阿倍比羅夫北征記事の研究史的検討

熊谷公男

はじめに

『日本書紀』(以下『書紀』と略す)の斉明紀には阿倍比羅夫が蝦夷・肅慎を討つたという有名な話があるが、この話は『書紀』の記事自体にさまざまな疑問があるうえ、鮑田・淳代・津輕、あるいは渡嶋といった、奈良時代においても完全に中央政府の支配下に入らない最北の地域の蝦夷と実体不明の肅慎とを討つたとする記述があるため、これまで種々の議論を呼び、多くの人びとによって取り上げられてきた。私は、この比羅夫の北征の問題を考えるには、津田左右吉氏以降の多くの先学がそうしたように、まず第一に『書紀』の關係記事の文献学的考察をおこなうことが不可欠であると考える。そこで小稿では、比羅夫の北征記事自体を文献学的に考察した研究を取り上げ、検討してみることにした。

一

阿倍比羅夫の北征記事については、古く本居宣長が『古事記伝』で「一度のことなりけむを、異なる伝によりて、まぎれて」複数の記事になったとして、『書紀』の記載に疑問を投げかけて以来、今日までさまざまな議論がなされている。

昭和の初年に、丸山二郎氏は斉明紀の三ヶ年の記事は、事実この三ヶ年の出来事ではなく、斉明四年以前からの北進に関する幾多のものをここにまとめて掲げたのではないかとしたが、⁽¹⁾氏の論説は「これらの記事中にあるいくつかの不合理なものについての疑問を発したに止まる」⁽²⁾もので、比羅夫の北征記事にはじめて系統的な史料批判をおこなったのは津田左右吉氏であった。⁽³⁾

津田氏は史料AとC、DとE(巻末関係史料一覽参照。以下同じ)を対照することによって「書紀編纂の際には阿陪倍(部)臣の征討に関する二つの史料があつて、一つには主将を単に阿陪臣と記し、征討の目的を蝦夷としてあり、他の一つには主将を阿陪引田臣比羅夫、征討の目的を肅慎と記してあつた」として、AとDは前者(これを甲とする)、CとEは後者(これを乙とする)の、異なる二つの系統の史料によつて記述されたとする考えを示した。右の甲の史料は征討自体の経過を記すが、乙の史料は「征討の結果としての捕虜もしくは土宜の献上に関する」記録とみられるという。かくて、津田氏においては、斉明四年紀のAとC、五年紀のDとEは、それぞれ同一の事実の記録にほかならず、肅慎はすなわち蝦夷の異称ということになる。

津田氏の見解は、右にみたように、斉明四年紀と五年紀に関してはまことに明快であるが、考察が六年紀に及ぶと一変して難渋となる。六年紀ではFを甲、Gを乙による記事と認定する。ところが、Fは甲の史料でありながら、征討の対象を肅慎とし、しかもそれを蝦夷と区別しているという、津田氏の前記の見解と矛盾する記述になっている。このアポリアを津田氏は、肅慎の名称の適用範囲が時代によつていくぶん変化したという想定をすることによつて乗り切ろうとする。津田氏は肅慎を渡嶋(氏によれば飽田・淳代・津軽地域の総称)の蝦夷の雅名と解するのであるが、遠征当時の政府の記録から出たと考えられる乙の史料はこの原義によつて対して、遠征からしばらくたつて記事をまとめた甲の史料の筆者は、四年・五年の遠征で服属した蝦夷と六年の征討においてもなお完全に服属しなかつた蝦夷とを區別し、後者のみを肅慎と呼んだのであつて、本来よりも肅慎という呼称をせまく限定して使用しているというのである。このようにして、津田氏は阿倍比羅夫の北征記事は甲・乙二つの系統に分けられるとする立場をとつたうえで、斉明

紀の四年・五年・六年には甲・乙一つづつの対応する記事があり、この三対の記事はそれぞれ同一の事実にもとづいていると考えたのである。したがって津田説によれば、比羅夫の遠征は三年間に三度あったことになり、年ごとに遠征の目的地が奥地に進んでいったと解するのである。

津田氏の方法は、村尾次郎氏の「阿倍比羅夫の北海行については、話の筋よりも、まづ史料としての整理が先決条件である」という言葉に端的に表われているように、その後の研究に大きな影響を及ぼし、津田説の根幹をなす甲・乙二系統論は坂本太郎氏に発展的に受け継がれていく。

津田氏の史料批判でもっとも問題となるのは、村尾氏も指摘しているように、記事の年紀をまったく疑うことなく、四年紀のAとC、五年紀のDとEを対応する記事と認めたことで、肅慎⇨渡嶋の蝦夷とする氏の見解も結局はこの対応関係を主たる拠りどころにしているといつてよい。現在においても肅慎を蝦夷の異称とする見解をまますみ受けるが、右の対応関係が成立しないとすると、肅慎⇨蝦夷とする積極的根拠はまったくなくなってしまうことに注意すべきである。いうまでもなく、これらの記事の年紀の信憑性は自明のこととはいいがたく、特に乙のC・E・Gは同時重出とみるのが現在では通説となっているくらいである。かりに津田氏のごとき対応関係が認められるとしても、Fでは明らかに渡嶋の蝦夷が肅慎と区別されており、この点に関する津田氏の説明はいかにも苦しい。村尾氏が「この方法には無理があると断ぜざるを得ない」と批判したこともうなずけるのである。

ところが村尾氏の批判はこの点にとどまらず、比羅夫の征討記事を「単に引田臣比羅夫の名が明記されてゐるか、ゐないかで二分することは、果たして正しい推測といへるであらうか。その結果、乙史料が捕虜や土宜の献上だけを伝へる

記録であつたとしなくてはならないのは、どうも落着かない。一応まとまつた記録ならば、事件の推移全体を、終始にわたつて書いてこそ自然である。かう考えると、博士の二分説には首肯致しかねることになる。」とし、津田氏の甲・乙二系統論そのものの否定にまで及ぶのである。だが、この点に関する村尾氏の批判はいささか性急というべきであらう。「阿倍(陪)臣名」という表記は特徴的といつてよく、史料の系統を定める一つの指標になりうると思われるし、乙の史料が遠征の結果としての貢献に関する記録ということも、津田氏のごとくこれを政府側の記録とみれば、一応説明のつくことである。そのうえ津田氏は甲のA・D・Fの三条について、その書出しがいずれも同じ「筆致」で、本文の記述も「遠征の行はれてから幾らかの時日を経過した後になつて、総括的な叙述をしたものであるらし」という共通の性格がみられることにも注意を向けている。「書紀」の年紀を疑わないことと、遠征の対象が甲と乙でちがつているとする点を修正すれば、津田氏の甲・乙二系統論は十分に成立の根拠を有しているとみてよいと思われる。

二

津田氏の論考のあとしばらくの間、阿倍比羅夫の北征記事に関してはめだつた研究はなかつたが、戦後、一九五〇年代に入ると相ついで重要な研究が発表された。

まず瀧川政次郎氏は、斉明五年紀のDに政所を置いたとある「後方羊蹄」を北海道の余市と考定した論考を発表するが、そこで阿倍比羅夫の北征記事の史料的性格についてつぎのように述べている。「日本書紀は帝紀及び諸氏の纂記を史料として編纂したものであるから、斉明紀に見える比羅夫遠征の記事も朝廷若しくは阿倍氏に伝つた記録を史料として

作られたものに相違ない。而して書紀纂録者の史料を取扱うや頗る慎重であつて我意に任せて史料の取捨を行わず、異説あるものは「一書曰」として原史料を悉く掲載している。故に彼等はまた妄りに史料の文章字句を改補することなく、できるだけ史料原文を生かすことを念とした。斉明紀に見える「阿倍臣」が阿倍引田臣比羅夫なることは、書紀編纂者も見当がついていたことと思うが、彼等はその使用した原史料に単に「阿倍臣」とあるのみであつたので、「阿倍臣闕名」とし、敢えてその名を補おうとしなかつたのである」と。この瀧川氏の見解は、概括的なものではあるが、「書紀」の編者が原史料に忠実であつたことを強調する点など、のちに発表される坂本太郎氏の見解に基本的に一致するといつてよく、注目に値する。ただFについて従軍記者の日録をそのまま掲載したとする点は津田・坂本両氏の見解と大きく異なる。

瀧川氏と同時期に発表された田名綱宏氏の論考は、史料批判に関してはまったく津田説に依拠しているが、翌年村尾次郎氏は津田氏の甲・乙二系統論に批判を加え、全面的否定論を展開した。⁽⁶⁾村尾氏は、まず津田氏が甲史料としたAとDの比較検討を試みる。AとDは用字の上で異なる点があり、また「大體の話の筋はほとんど同じ」であるので、AとDは「同系ではなく、実は同じ事件を述べたもので……比羅夫の遠征は、二回ではなく、一回であつたといふ結論が出る」と、別系統の同事重出記事とみる。つぎにAとBの記事内容の比較をおこない、「彼比相応じて重複が無いから、A、Bは同一史料の前後記事であると考へても矛盾がない。」として、AとBを同系統の前後記事とする。また、津田氏が乙史料としたC・E・Gについては、記事の年次がちがうというだけで、内容はみな類似するので、いずれも「同一年に於ける同一事件について記した数種の年代記風の記録」によつたもので、原史料の示す年紀によつて採録されたため「唯一回の事件が、あたかも毎年行はれたやうに」なつてしまつたもので、すべてFに対応する記事であるとみる。一方、Dには

道奥国司以下の授位のことがあり、Fに陸奥蝦夷がみえるので「これを重視すれば、D、Fに近親関係を考へることもできるかもしれない。」という。村尾氏はこれらの個別的な考察を総合して、比羅夫の北征記事は「むしろ二系統ではなく、さらに多くの異なる記録の断片から成るものであること、また、記事の年紀には疑ひがあると同時に、内容的に見て、唯一の事件の種々の断片を、異なる筆により、部分的に記載したものであることが、ほど明らかとなつた。」という結論を導き出す。

結局、村尾説はB・DをAに、C・E・GをFに關係づけ、さらにDとFの間に「近親關係」を想定することによつて、これら七つの關係記事のすべてを同一年の一連の事件に收斂させようとするもので、結論的には宣長説と同じである。氏の説でいちばん問題なのは、DとFとの間の「近親關係」なるものが、個別的考察の段階ではその關係を示唆するにとどまっているにもかかわらず、結論部分ではあたかもそれが証明済みかのように扱われていることである。村尾説は、その論理構造からいって、D(あるいはA)とFが「同一年における同一事件」であることが証明されないかぎり成立しえないはずであるが、この点が何ら積極的に証明されていない。またAとDを別系統の史料とする根拠もいささか薄弱である。用字法の相違は系統の相違を示すとはかぎらないし、「大体の話の筋はほとんど同じ」といえるかも疑問である(ただしこの点は坂本説でも踏襲される)。したがつて、村尾氏の遠征一回説は成立しがたいといわざるを得ない。

しかしながら、村尾説は個々の点では繼承すべきことが少なくない。津田氏の「各記事の年次を疑わない立場」をしりぞけ、乙系統のC・E・Gを同一事件の異伝としたことなどは、その後の研究に引きつがれ、定説化した観がある。また、その後の研究には繼承されなかつたが、私は、村尾氏がAとBを「同一史料の前後記事」の可能性を指

摘した点は傾聴に価すると考える。

つづいて、一九五〇年代の重要な研究として坂本太郎氏の論考を取り上げてみよう。坂本氏は『書紀』の斉明紀より前の蝦夷関係記事全般にわたって文献批判をおこない、それらが旧辞潤色型・氏族伝承型・造作型・実録型の四種に区分できることを示したうえで、斉明紀の蝦夷関係記事についてもこの四類型を下敷にし、旧辞潤色型以外の三類型は認められるのではないかと考察をすすめる。

坂本氏は斉明元年是歳条のbを造作型とし、比羅夫の北征記事に関しては氏族伝承型と実録型のものがあったとする。氏が氏族伝承型と認定したのは、阿倍臣が闕名のままのA・D・Fの三条で、津田氏の甲系統の史料に一致する。氏によれば、これらの三ヶ条は「そろって説話的な内容をもっており、きちんとした記録の体でなく、「論理的に考えれば、つじつまの合わないことが多」い、という共通の性格がみられる。そして「およそこうした、おおらかな、めでたい物語は、人々の間に愛誦せられ育成されたものであって」、「越国守阿倍氏の家に伝えた物語」としてふさわしいという。阿倍氏を闕名にした記録が阿倍氏の家記というのは奇異の感がするが、坂本氏はこれを阿倍氏内の布勢臣系と引田臣系の間に対立を想定することによって説明を試みている。

つぎに坂本氏は、この家記にもとづく史料を「書紀の記述、家記の記述、実際の事実の三段階に分けて」考察すべきことを提唱し、まず『書紀』が家記の文を忠実に採用したか否か、という問題を考える。この点に関しては瀧川氏と同様の理由から、「編者は辞句に多少の修正を施すぐらいのことはしても、記事の大本を動かすほどの修正はせず家記を採用したに違いない」と考える。つぎに家記が事実を正確に伝えているかという問題であるが、この点になると氏は懐疑的で

ある。三ヶ条のうち「A・Dは阿倍臣が船師百八十艘を以て蝦夷を伐ったこと、蝦夷を襲し郡領を定めたことにおいて全く一致して」いるが、これは「事實は一年の出来事であったのを、伝承の間にそれが二年のことに延ばされたのであるまいか」として、同一事件の記録とみる。ただし、Fは対象を肅慎国とし、船数もちがうことを以って、これは別の事件とする。かくて坂本氏は「初めに蝦夷を平定確保した一段階があり、次にそれを根拠として肅慎を伐った一段階があった」という二度の征討説を唱えるのである。その年紀については、一回目をdやBとの関連からAを正しいとみて四年とし、二回目をFやGによつて六年とする。

一方、津田氏が乙史料としたC・E・Gについてはこれを実録型と認定したうえで、いずれも六年の肅慎征討の政府記録の断片とみるべきもので、原史料に年時が明記されていなかったため、「書紀」の編者が阿倍氏の家記の年次を基準として諸所に配置したために混乱が生じたとする。さらに、津田氏が系統を明言しなかったBも、「郡領」の叙位・賜物が詳細に記されているので、政府記録と認定し、年時も大体信用できるとみるのである。

以上が坂本氏の阿倍比羅夫征討記事に関する見解の概要であるが、坂本説の第一の特徴は津田説の甲・乙二系統論を基本的に引きつぎつつも、氏自身が「私見は記載の年時についてはかなり懷疑的な立場をとり、修正を敢てしたが、蝦夷と肅慎とは峻別するという基本的な態度で展開した」と述べているように、津田氏が「書紀」の年紀を疑わず、肅慎を蝦夷の雅名としたのとは対照的な立場をとったことにある。既述のごとく、村尾氏が「書紀」の年紀を極端なまでに疑い、諸史料を一つの事件に帰着させる所論を展開したが、坂本氏はかかる立場を、限定的にはあるが、継承したとみることができる。特にC・E・Gを同事重出とみる点は村尾氏とまったく同じである。また、AとDを一つの事件にもとづく

記事とみる点や肅慎と蝦夷を峻別する点でも村尾説と同じである。要するに坂本説は、研究史的には津田説を基本的に継承しつつも、村尾説を部分的に取り入れて、津田説の弱点をたくみに補強したものと評価できよう。

とはいえ、坂本説が両説の単なる折衷説でないことはむろんである。津田氏のいわゆる甲史料を阿倍氏の家記にもとづく記事と認定したのは氏の創見といつてよい。その萌芽は瀧川説にもみられるが、これを史料系統論のなかに明確に位置づけ、具体的に論じたのは坂本氏をもって嚆矢とすることができよう(なお、闕名の理由については、その後若干の疑問も出されているように、必ずしも説得的ではない)。また、この問題に関連して、『書紀』の編者が原史料の文章にかなり忠実であったことを明快に論じた点も尊重されるべきであると思われる。坂本氏が結論として四年の蝦夷と六年の肅慎の二度の征討があつたとしたことも、AとFのすべての史料の年紀を疑うことなく三度の征討があつたと考える津田説と、すべての史料を「同一年における同一事件」の記録とする村尾説にくらべ、はるかに無理が少なく、それだけ説得力に富んだものになっている。

このように坂本説は多くの点ですぐれており、現在の通説たるにふさわしい内容をもっているが、万全というわけではない。例えば氏がAとDを同一事件の記録とみる点である。その最大の根拠は、二つの記事の内容が類似するという点である。これは佐藤和彦氏も指摘しているように、村尾説を継承したものであるが、坂本氏は村尾氏のごとく単なる同事重出とみるのではなく、「一つの事件がばされて四年と五年とにかけられた」(傍点—引用者)と、両者を同一事件の前後記事と考えるのである。だが、この点は積極的に証明されているとはいいがたい。確かに百八十艘という船師の数が一致するが、この船師の数自体、傍例に徴して不自然に多く、津田氏も「多数をいふ語が実数として取扱はれたも

の」としているように、事実とはみなしがたい、実体のない数字である。そのような数字が一致しても同一事件か否かの判定材料とはなしえないと思われる。さらに「蝦夷を饗し郡領を定めた」ことも全く一致するとするが、饗応の対象になっているのはAでは渡嶋蝦夷であり、Dでは飽田・淳代・津軽・胆振組の蝦夷である。Aの渡嶋蝦夷をDの各地域の蝦夷の総称とみれば両者は一致することになるが、周知のごとくそのこと自体さまざまな議論のある大きな問題である。また、郡領を定めたことも双方に記載があるが、Aは淳代・津軽の二郡の郡領を定めたのに対し、Dには問免蝦夷の進言によつて後方羊蹄を政所として、郡領を置いて帰つたとあり、明らかに異なつた内容になつてゐる。もつとも、AとDを単なる同事重出ではなく、同一事件の前後記事とみるのであれば、絶対にありえないとはいえないが、両者が同一年の一連の事件であることを積極的に証するものは何ひとつないといつてよく、そう考えることも不可能ではないという程度の仮説にすぎない。佐藤和彦氏はこの両記事を比較検討して、「A・Dは同事重出ではなく、斉明朝の北方遠征記事のストーリーの中で、それぞれに異なる位置・役割を占める」ことを主張している。要するに、AとDを同時重出とすることには多くの無理があり、坂本氏のごとく同一事件の前後記事とみるにしても、決め手に欠け、一仮説たるにとどまるとみるべきであらう。⁽¹⁾

坂本氏がAとDを「事実是一年の出来事であつたのを、伝承の間にそれが二年のことに延ばされた」と考える背後には、阿倍氏の家記に由来するとする史料全体に対する氏の認識がある。坂本氏によればA・D・Fの三条は、書出の一文以外は記録の体をなしておらず、一定の期間阿倍氏の人々によつて愛誦・育成されたにふさわしい内容をもつてゐるといふのである。この点は、津田氏が甲系統の史料に関して「書紀の筆致からみると、遠征の行はれてから幾らか

の時日を経過した後になつて、総合的な叙述をしたらしく推測される。」と述べていることを継承したものとみられるが、かかる両氏の認識には再検討の余地があるように思われる。A・D・Fには確かに説話的内容の部分が少なくなく、とくにFなどは津田氏が「説話的な二人の老翁の行動のみが際立つて精細に写され、戦役の経過が却つて曖昧」といつているとおりで、全体が説話的記述になつていといつてよい。しかし、AとDはかなり様相を異にするように思われる。Dの末尾の道奥と越の国司以下の叙位の部分などは、佐藤和彦氏も指摘しているように、明らかに記録的内容になつてゐるし、同じDの前半の大饗に関する部分も、招いた蝦夷の人数を具体的にあげて、こと細かに記してゐて、「人々の間に愛誦せられ育成させられた」話とするには程遠い内容で、やはり記録体とみるべき箇所である。Aでは、恩荷に小乙上を授け、淳代・津軽二「郡」の「郡領」を定めたとする部分が記録体といつてよいと思われるが、これをBと比較すると、村尾氏が指摘しているように、両者よく対応して相互に矛盾・重複がないので、A・Bは同系統の連続した記事とみる余地があると思われる。この推定が成立すればむしろであるが、たとえ成立しないとしても、坂本氏が阿倍氏の家記に由来するとした系統の記事は、説話的記述のみから成つてゐるのでは決してなく、記録的体裁の箇所が一定部分を占めてゐることは否定しがたいのである。私は、坂本説の最大の問題点はここにあると考える。この系統の史料の説話的性格のみを強調する津田・坂本両氏の見解は再吟味を要すると思つたのである。

以上で坂本説の検討を一応終えることにするが、氏の見解はその後、例えば高橋富雄氏が「比羅夫遠征記事が、すくなくとも、二種類の史料から成り立つてゐること、その一つが阿倍氏の伝承的な家記群であり、他の一つが政府の記録であることは、ほぼまちがいのないところであらう。」¹²⁾と坂本氏の文献学的考察をほぼ全面的に受け入れたように、多くの

研究者の賛同を得、通説化されるのである。ただそうしたなかで、新野直吉氏はAの記事に関連して「このあたりの原史料は北征軍の報告公文としての性格を持つものである」と、直接津田・坂本説を批判したわけではないが、「従軍史官」の記録にもとづく実録的記事とする見解を表明している。¹³なお、比羅夫の征討記事に従軍記者の記事が含まれている考えは、既述のごとく瀧川氏にみられ、村尾氏も「書紀の本文の主要記事は、従軍の録事の筆になるものもあつたと思はれる。」と、同様の見解を示している。津田・坂本両氏の説話的性格を強調する見方に対して、このように少なからぬ研究者が同じ記事に実録的性格を認めているのは興味深いことで、津田・坂本説が必ずしも絶対でないことを客観的に示すものといつてよいであろう。

三

坂本氏の研究が発表されて以降、しばらくの間、比羅夫の北征記事の全体にわたって史料批判を行った研究は影をひそめる。一九六〇年代の後半に至って、杉山莊平氏はA・D・Fの「三条はもともと一年一回かぎりの事件であつた比羅夫北征を骨子とし、それに従前から越国によって行われていた蝦夷経略の諸事実を、説話的な叙述をもつて集成的に付加し内容を充実させ、あたかも比羅夫北征が三年三回の事件であるかのように作為した記事で」、「一年一回の事件を三年三回の事件と作為したのはこの史料の上進者であるにちがいない」とする独自の見解を発表した。¹⁴これは研究史的にいえば、丸山説と村尾説の折衷説というべきものであるが、津田氏や坂本氏の研究成果が十分にふまえられているとはいえない。

その後井上光貞氏が、一般向けの書物においてではあるが、坂本説に基本的に賛同しつつも、「比羅夫は四年にも五年にも越から現地向かい、五年に中央に帰還したものと解」して、六年の肅慎の征討と合わせて三度の征討があったという解釈を提示した。⁽¹⁵⁾ たしかに井上氏のごとき想定も十分に可能と思われる、坂本氏と同様の史料系統論のうえに立つてもAとDを同一事件の前後記事とする解釈が必ずしも絶対でないことを示しているといえよう。また井上氏は、Cの比羅夫が生熊二頭と熊皮七十枚を献じたという記事に関連して、斉明五年是歳条に「高麗使人、持熊皮一枚、称其価曰、綿六十斤。市司咲而避去。高麗画師子麻呂、設同姓資於私家曰、借官熊皮七十枚、而為賓席。客等羞怪而退。」とある話の「官熊皮七十枚」とは比羅夫が献じたのと同じもので、これらはいずれも斉明六年のできごととみるべきことを指摘した。「書紀」によれば高麗使人が来朝したのは斉明六年のことと考えられ、したがってCは五年是歳条の記事とともに六年紀に移されるべきだというのである。したがうべき見解であろう。坂本氏はC・EがGと同事重出で、六年に移されるべきことを推定したが、その一部が井上氏によって実証されたのである。

比羅夫の北征記事の文献批判に関しては、その後も低調な時期が続くが、一九八〇年代に入り、再び研究の活発化の兆しが現われる。

まず、佐藤和彦氏が比羅夫の北征記事の史料批判を主題とした論考を発表した。⁽¹⁸⁾ 氏はこれまでの諸研究を整理・検討しつつ、従来の研究の最大の問題点は「書紀」の段階における用字の共通性を重視しすぎている点にあるのであり、まず「書紀」編者の述作の可能性のある部分を排除し、残った記述によって「原史料の信憑性如何とは別に、その「出来事」としてのストーリー性を検討することが必要であろう」として、関係記事の「ストーリー性」の検討に向かう。かくて

氏は、齊明紀の關係記事から『書紀』の編者の述作と考えられる部分をまず除き、残った關係記事のすべてによつて、齊明四年と五年の二度の遠征という「ストーリー」を復原し、「このストーリーの中から、歴史的事実を検出し、それを律令國家の成立過程の中に位置づけるといふ作業」をつぎの課題としてかかげる。氏の方法で疑問に思ふのは、この「ストーリー性」を、はたして無条件で『書紀』のすべての關係記事相互間に存在するとみてよいか、といふことである。「ストーリー性」といふのは、事実の次元とは異なる、記事の話としての首尾一貫性をいふのであろうが、然りとすれば、『書紀』の編者がどのような原史料をいかなる方針で採録したかといふ問題をぬきにして「ストーリー性」を追求することはできないと思われる。『書紀』の編者が種々の系統の原史料を大幅に改変し、新たな述作もおこなつて、主体的に首尾一貫した物語に構成したといふのなら「ストーリー性」は『書紀』の關係記事のすべてに貫徹していようが、そうではなくて、いくつかの系統に属する原史料群に大きな修正を加えることなく、原史料を、そのあるいは編者の考ふる年紀にしたがつて配列したにすぎないのであれば、「ストーリー性」を無条件で異なつた系統の史料間にまで想定することはできないはずである。同一事件に関する記事においても、史料的性格を異にする場合は、相互に首尾一貫しない内容を含むことは往々にしてあることだからである。それどころか、比羅夫の北征記事においては、津田・坂本両氏が指摘しているように、一つの記事の中においてさえ「論理的に考えれば、つじつまの合わないこと」(坂本氏)がまま見受けられるのである。¹⁹⁾ このように、はじめから關係史料のすべてに「ストーリー性」が存在することを前提とし、それを追求するといふ方法には種々の問題があり、やはり津田・村尾・坂本氏らがおこなつたように、まず個々の記事の史料的性格を明らかにするとこそが先決問題であつて、「ストーリー性」はそのあとに考察されるべき問題であらう。

ただ、佐藤氏が「ストーリー性」の追求に力をそそいだのは、主としてA・B・D・Fの四つの記事であるが、このうちA・D・Fは、津田氏が甲史料として一括し、坂本氏が阿倍氏の家記に由来するとした同系統の史料であり、また私見によればBもこの系統に属すると思われるので、四つの記事は本来ひとまとまりの史料であったことになる。そうであるとなると、佐藤氏のこの四つの記事相互の「ストーリー性」の考察は同系統の史料同士で行われたことになり、そのかぎりで一定の有効性をもっていると思われる。氏はAとDを同事重出とみる従来の説に対して、AとDの「大鑿」を比較し、両者は別個の意義をもつとして、同事重出説を退ける。またBで淳代・津輕の両評造に授けた旗や鼓は軍隊の指揮もしくは識別の用具であつて、これは「両評の蝦夷を兵力として動員しようという意図があつたからにはほかならない」と推定し、さらに史料Dで飽田・淳代・津輕・胆振鉏の蝦夷を「簡集」したのはその意図の具体化であり、これらの蝦夷がFで比羅夫の船に乗せられた「陸奥蝦夷」に相当するとみて、A↓B↓D↓Fの「ストーリー性」を検出しようとするのである。Bにおける旗・鼓の賜与やDにおける蝦夷の「簡集」を兵力動員に直結させてよいか、なお検討の余地があると思われるが、A・B・D・Fを継起的に関連づけて解釈した視角は継承されるべきであろう。

佐藤氏は右の「ストーリー性」の検出にあつて、「書紀」の編者の述作の問題を取り上げる。氏はまず、A・D・Fの書出し部分を、「記録の体をしている」とする坂本説に依拠して「書紀」の編者の述作とみなし、つきにやはり「記録の体をしている」ことをもつて、史料D末尾の道奥と越の国司以下の授位の記録をも「書紀」の編者の述作と考え、さらにはA・Dに共通する「而帰」も編者の文飾として削除する。かくて佐藤氏はA・D・Fの書出し部分とDの「而帰」以下を「書紀」編者の述作として削除したうえで、D・Fは本来一つづきの、同一事件の前後記事であつたのを、「書紀」が五年と六年

の二回に分けて記したと解するのである。このように氏は『書紀』の編者の関与を比較的ひろい範囲に認めようとするのであるが、まずもつて問題となるのは、かかる見解は『書紀』の編者は原史料に大きな修正を施すことはしなかつたとする坂本説に明らかに抵触することになることである。編者が原史料に種々の手を加えて体裁をととのえたのであれば、何故に編者はA・D・Fでは阿倍臣を闕名のままにとどめておくというような不徹底なことをあえてしたのか。この点にどうしても疑問が残り、的確な説明が是非ともほしいところである。また、個別的に検討してみても氏の見解にはいくつかの問題があると思われ、私としては従いがたい。A・D・Fの書出し部分が同じ形式であることは従来から注意されており、既述のごとく瀧川氏もこの部分は『書紀』の編者の文章とみている。この書出し部分の記載と記事の内容の間に齟齬がみられることは佐藤氏の指摘の通りであるが、そのようなことは原史料の提出者の述作であつたとしても、起こりえないとはいいがたいと思われる。またA・D・Fから書出し部分をすべて取り除いてしまうと、むしろ記事としての体をなさなくなってしまうのである。したがって、この点からも、書出しの総括的記載は原史料にすでに存在したとみることも十分に可能である。あるいは、原史料に付せられていた総括的記載に『書紀』が修正ほどこして文章をととのえたともみることができよう。またDの末尾の部分を『書紀』の編者の述作とみることが一層むづかしく、私にはその可能性はほとんどないように思われる。たしかにこの部分は記録体であるが、そもそも記録体であることが造作か否かの判定の決め手にならないことは、氏自身がBを編者の造作とみていないことから明らかである。既述のごとく、坂本氏が阿倍氏の家記に由来するとした史料には他にも記録的部分が存在するが、それらをも記録体の故をもつて一律に『書紀』の編者の述作とみることが不可能であろう。また、書出し部分は記事の総論的性格をもっているので、のちに手

の加わることは十分にありうるが、Dの末尾の部分これをこれと同列に論ずることはできないはずである。この部分が造作だとすると、AやDの記事には比羅夫の遠征に道奥の国司以下が関与したとき記述がまったくなく、この部分には唐突な記述を付加したことになり、きわめて不自然といわざるを得ない。したがって、この部分は原史料にすでに存在したのをそのまま採録したとみる方がはるかに合理的である。「而帰」も征討軍の帰還を記すのに必要な辞句であるから、原史料に存在したとして何らさしつかえないと思われる。

以上に検討したごとく、佐藤氏が『書紀』の編者の関与を比較的広汎にわたって想定することには種々の点で疑問があり、私としては、坂本説の方が無理が少なく、妥当であると考ええる。なお、佐藤氏がDとFを同一事件の前後記事とみることが前述したが、氏はその年紀はDの斉明五年を正しいとし、さらにC・E・Gの三条も五年のこととみなす。こうして佐藤氏は、肅慎との戦闘を斉明五年のこととする独自の説を提唱するが、その根拠はさきに井上氏がCを斉明六年のことと考定した根拠と全く同じである。同一の史料を根拠としながら両氏の考定した年次には一年のズレがあるわけである。佐藤氏は井上説には関説していないが、『書紀』の高麗使人の来朝記事から、高麗画師子麻呂の話が斉明六年の五月から七月までの間のこととみる点は両氏とも一致している。佐藤氏は比羅夫の一行が六年三月に出発したとすると、右の期間中に帰還するのは無理だとして、前年に肅慎と接触したと考えるのであるが、Gには六年五月のこととして比羅夫が帰還して肅慎人を饗応したことが明記してある。氏は何故にこの記事にふれることなく、七月までの帰還は無理だとして五年説をとるのであろうか。Gの年紀を否定するに十分な根拠がないかぎり、比羅夫の帰還は六年五月と考えてさしつかえないはずであり、高麗使人の滞在期間にちょうど合致するのである。よって肅慎との戦闘を五年とす

る佐藤説は成立しがたく、坂本・井上氏らのごとく六年とみるのが正しいと思われる。

最後に、いまだ報告要旨しか発表されていないが、若月義小氏の論考を取り上げることにはしたい。⁽²⁰⁾氏は「書紀」の叙述を是認すると七世紀中葉以後半世紀余の中断を経た八世紀初葉に至って柵・柵戸の設置を伴う越方面の征夷が再開され、出羽国の設置をみたことになる。しかし、この半世紀余りの征夷の中断は史的過程としては不自然な感があるろう。「傍点—原文」として、「大化改新虚構論」の観点から、「七世紀中葉以降の征夷関係史料が『斉明紀』及び『孝徳紀』に配置された」と想定することも可能ではあるまいか」として斉明朝の北征記事の検討をおこなう。氏はC・E・Gは斉明六年の事実として認めるが、A・B・D・Fはそれと全く別個の事件で、斉明朝の史実とは考えがたいとする。天武紀十一年の越の蝦夷の「建郡」よりも二十数年前に、越以北の渡嶋・津軽において蝦夷の「建郡」が実現されたことを疑問視し、さらに「書紀」以外の信憑性の高い史料には、斉明朝における渡嶋・津軽の征夷・蝦夷の「建郡」の徴証は認められない」として、斉明紀の「建郡」の実年代を天武十一—持統十年に引き下げて考えようとする。したがって、氏においてはA・D・Fの阿倍臣は比羅夫とは別人で、斉明紀の編者によって名前を削除されたと考えるのである。

若月説で第一に疑問に思うのは「半世紀余りの征夷の中断は史的過程としては不自然」としているように、斉明紀の阿倍臣の北征を八世紀初頭の「柵・柵戸の設置を伴う越方面の征夷」の先駆とみている点である。しかし両者はかなり異なる性格・目的をもつ軍事行動とみるべきであろう。阿倍臣の北航について「武装した交易隊」⁽²¹⁾、「地理的探検」⁽²²⁾、「水軍の航海訓練」⁽²³⁾など、さまざまな目的が考えられてきたのも、この行動が八世紀段階の「征夷」と明らかに異質なものをもっているとみられている証拠である。私は、別稿で論ずるように比羅夫の北征は、城柵の設置・柵戸の移配をともない、地

域支配の確立を目ざした八世紀段階の「征夷」とは異なつた支配方式のうえに立つた軍事行動で、各地の蝦夷集団との間に貢納関係を基軸とした支配・隸属関係を設定することを目的にしたものと考ええる。このような一隊はしばしば覓国使という名で呼ばれ、貢納制支配の維持・拡大を意図して七世紀後半に陸奥や南九州・南嶋などに派遣された。『常陸国風土記』香島郡条には天智朝に覓国使が陸奥国に派遣されたことを示唆する記述がある。かく考えると、比羅夫の北征は八世紀段階の「征夷」とは明らかに異質で、むしろそれ以前の蝦夷政策を具体的に知ることのできる貴重な事例といふことができよう。

若月説に対する第二の疑問は「書紀」以外の信憑性の高い史料には、齊明朝における渡島・津軽の征夷・蝦夷の「建郡」の徴証は認められない」としてA・B・D・Fを齊明朝ではなく、天武・持統朝の事実とみる点である。『通典』などの中国史料の蝦夷に関するきわめて簡略な記述に徴証がないからといって、「書紀」の記載を否定しうるのであろうか。齊明五年七月戊寅条(d)所引の伊吉連博徳書には、唐の天子の「蝦夷幾種」という質問に日本の使者が「類有三種。遠者名都加留、次者名龜蝦夷、近者名熟蝦夷。」と答えたという一節があるが、この記述は、博徳書の史料的价值と相俟つて軽視しがたい意味をもっていると思われる。熟・龜両種の蝦夷のほかには都加留という一種を特に設けたのは、津田氏も述べているように「都加留が一種特殊の蝦夷とせられてゐたから」と考えられる。すなわち、博徳書の記述が否定されないかぎり、津軽蝦夷は齊明五年以前に中央政府と接触があり、それが大和の人々に最も遠方に住む、有力な蝦夷集団と考えられていたことになる。また齊明元年七月己卯条(a)には北と東の蝦夷の来朝記事があり、柵養蝦夷とともに津刈蝦夷が冠位を授けられている。この記事には百濟調使も見えているので、天智朝以降に時期をさげて考えることは不可能である。

このようにして右の二つの史料だけからも、斉明朝に津輕蝦夷がすでに中央政府と一定の政治関係を有する有力な蝦夷集団であったことはほぼ疑いないといつてよいであろう。また、A・Dにみえる「郡」はDに「蓋蝦夷郡乎」という注が施されているように、五十戸一里制を基礎とした律令的な郡とは明らかに異質で、服属した蝦夷集団をその首長層を通じてコホリという名のもとに把握したにすぎないものである。かく考えて大過ないとすると、若月氏がA・B・D・Fの記事の実年代を天武・持統朝にまでさげようとする根拠はどれも十分なものとはいいがたく、むしろ『書紀』の紀年のごとく斉明朝のこととして理解できる積極的な根拠が存するのである。(補注)

おわりに

以上、長々と研究史の検討を行なってきたが、結論的にいって、阿倍比羅夫の北征記事についての文献学的研究は、現在においても坂本太郎氏のものもつともすぐれており、継承すべき成果であると考えられる。ただ、氏の研究にも、本文中に指摘したように克服されるべき問題点がないわけではない。この点も含めて比羅夫の北征記事に関する私見を述べるべきであるが、すでに紙数も盡きたので、すべて別稿で果すことにしたい。(24)(一九八五年四月稿)

【付記】 本稿は昭和五十七年度科学研究費補助金の交付による総合研究A「北方日本海文化の形成」(代表者 伊東信雄教授)の分担研究成果の一部である。

注

(1) 丸山二郎「斉明紀に於ける阿倍臣の北進に就いて」(『史学雑誌』三八—一、一九二七、後に『日本の古典籍と古代史』に収録)。

(2) 村尾次郎「渡島と日高見国」(『芸林』五一—三、一九五四、後に『律令財政史の研究』に収録)。以下、村尾氏の説とするのはすべて本論文のものである。

(3) 津田左右吉「肅慎考」(『日本上代史研究』、一九三〇、後に『日本古典の研究』下巻に収録)。以下、津田氏の説とするのはすべて本論文のものである。

(4) 瀧川政次郎「斉明朝における東北経略」(『地方史研究所編』余市、一九五三)。

(5) 田名網宏「阿部比羅夫の渡島遠征について」(『日本歴史』六六、一九五三)。

(6) 村尾氏、前掲注(2)論文。

(7) 坂本太郎「日本書紀と蝦夷」(『古代史談話会編』蝦夷、一九五六、後に『日本古代史の基礎的研究』上巻に収録)。以下、坂本氏の説とするのはすべて本論文のものである。

(8) 佐藤和彦「斉明朝の北方遠征記事について」(『歴史』五七、一九八二)。以下、佐藤氏の説とするのはすべて本論文のものである。

(9) 丸山氏、前掲注(1)論文。

(10) 新野直吉氏もこの部分は「決して同事重複記載といえない独自性を持っている」(同氏「古代東北の開拓」、一九六九、七四頁)。

と述べている。

- (11) 日本古典文学大系「日本書記」下(一九六五)の補注も、討伐が三度か二度かはまだ決め手が無いとする(同書、五七七頁)。
- (12) 高橋富雄「蝦夷」(一九六三)七四頁。
- (13) 新野氏、前掲注(10)書、六九頁。
- (14) 杉山莊平「阿倍臣比羅夫肅慎征討考」(『海事史研究』八、一九六七)。
- (15) 井上光貞「飛鳥の朝廷」(日本の歴史3、一九七四)三六四頁。
- (16) 阿記事の関連性については、ふるく丸山氏に指摘があり(前掲注(1)論文)、杉山氏も同様の見方を示している(前掲注(14)論文)。
- (17) 『書紀』齊明六年正月壬寅朔条、同五月戊申条、同七月乙卯条参照。
- (18) 佐藤氏、前掲注(8)論文。
- (19) Aで「鰐田・淳代二郡蝦夷、望怖乞降。」とはじめに書きながら、後文に「鰐田蝦夷」とあり、さらに淳代の「郡領」の任命記事があることなどはその一例である。
- (20) 若月義小「律令国家形成期の東北経営」(『日本史研究』二六三 部会ニュース、一九八四)。
- (21) 村尾氏、前掲注(2)論文。
- (22) 室賀信夫「阿倍比羅夫北征考」(『史林』三九一五、一九五六、後に『古地図抄』に収録)。
- (23) 新野直吉「古代東北史の人々」(一九七八)三〇頁

(24) 拙稿「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」(高橋富雄編「東北古代史の新研究」掲載予定)参照。

(補注)再校に際して若月義小「律令国家形成期の東北経営」(『日本史研究』二七六)が発表された。右に検討した論旨がさらに具体的かつ詳細に展開されていて、小稿での検討にも補訂を加えなければならないが、基本的な点では変更の必要はないと考える。なお、若月氏の論考については、注(24)所掲の拙稿で不十分ながら言及しているので合わせて参照いただきたい。

齊明紀蝦夷關係記事一覽

齊明元年(655)	齊明4年(658)	齊明5年(659)	齊明6年(660)
<p>I</p> <p>B、四年七月甲申 蝦夷二百餘、詣 關朝獻。饗賜贈給、有加於常。仍授 柵養蝦夷二人位一階。淳代郡大領沙尼具那小乙下、 △或所、云 授 二位二階、使 檢 戶口。少領字婆佐建武、勇健者一人位一階。別賜沙尼具那等、銷旗廿頭・鼓二面・弓矢二具。鐵二領。授 津輕郡大領馬武大乙上、小領青蒜小乙下、勇健者二人位一階。別賜 馬武等、銷旗廿頭・鼓二面・弓矢二具。鐵二領。授 都岐沙羅柵造八闕 名。位一階。判官位一階。授 淳足柵造大伴君稻積小乙下。又詔 淳代郡大領沙尼具那、檢 蝦夷戶口、與 虜戶口。 C、四年是歲 越國守阿倍引田臣比羅夫、討 爾慎、獻 生瀧二・額皮七十枚。</p>	<p>II</p> <p>A、四年四月 阿陪臣、入闕 名。率 船師一百八十艘、伐 蝦夷。齋田・淳代二郡蝦夷、望怖乞 降。於是、勅 軍、陳 船於齋田浦。齋田蝦夷恩荷、進而誓曰、不下為 官軍 故持 弓矢。但奴等、性貪 肉故持。若為 官軍、以儲 弓矢、齋田浦神知矣。將 清白心、仕 官朝 矣。仍授 恩荷、以 小乙上。定 淳代・津輕二郡々領。遂於 有間浜、召 聚渡嶋蝦夷等、大饗而歸。</p>	<p>III</p> <p>a、元年七月己卯 於 難波朝、饗 北△北、越。△蝦夷九十九人、東△東、陸奧。△蝦夷九十五人。并設 百濟調使二百五十人。仍授 柵養蝦夷九人・津刈蝦夷六人、冠各 一階。 b、元年是歲 ……蝦夷・隼人、率 衆內風、詣 關朝獻。</p>	<p>G、六年五月 ……又阿倍引田臣八闕 名。△獻 夷五十餘。又於 石上池辺、作 須弥山。高如 廟塔。以饗 爾慎卅七人。…</p>
<p>III</p> <p>a、元年七月己卯 於 難波朝、饗 北△北、越。△蝦夷九十九人、東△東、陸奧。△蝦夷九十五人。并設 百濟調使二百五十人。仍授 柵養蝦夷九人・津刈蝦夷六人、冠各 一階。 b、元年是歲 ……蝦夷・隼人、率 衆內風、詣 關朝獻。</p>	<p>D、五年三月 遣 阿倍臣、入闕 名。率 船師一百八十艘、討 蝦夷國。阿倍臣、簡 集齋田・淳代二郡蝦夷二百卅一人、其虜卅一人、津輕郡蝦夷一百二十二人、其虜四人、胆振蝦夷廿人於一所、而大饗賜 祿。△注略△即以 船一隻、與 五色綵帛一祭、彼地神。至 肉入籠、時、問 蝦夷胆鹿嶋・菟穗名、二人進曰、可 以後方羊蹄、為 政所 焉。△…政所、蓋蝦夷郡乎。△隨 胆鹿嶋等語、遂置 郡領 而歸。授 道與 越國司位各 一階、郡領 主政 各 一階。</p>	<p>F、六年三月 遣 阿倍臣、入闕 名。率 船師二百艘、伐 爾慎國。阿倍臣、以 陸奧蝦夷、令 乘 已船、到 大河側。於是、渡嶋蝦夷一千餘、屯 聚海畔、向 河而營。營中二人、進而急叫曰、爾慎船師多來、將 殺 我等 之故、願欲 濟 河而仕官 矣。阿倍臣遣 船、喚 至兩箇蝦夷、問 賊隱所 其船數。兩箇蝦夷、便指 隱所 曰、船廿餘艘。即遣 使喚。而不 肯 來。阿倍臣、乃積 綵帛・兵・鉄等於海畔、而令 食嗜。爾慎、乃陳 船師、繫 羽於木、拳而為 旗。齊 棹近來、停 於淺処。從 一船裏、出 老翁、廻行、熟視 所 積綵帛等物。便換 着單衫、各提 布一端、乘 船還去。俄而老翁更來、脫 置換衫、并置 提布、乘 船而退。阿倍臣遣 數船、使 喚。不肯 來、復 於弊路辨嶋、食頃乞 和。遂不 肯 聽。△弊路辨、渡嶋之別也。△拋 已柵 戰。于 時、能登臣馬身龍、為 敵被 殺。猶戰未 倦之間、賊破殺 已妻 子。</p>	<p>F、六年三月 遣 阿倍臣、入闕 名。率 船師二百艘、伐 爾慎國。阿倍臣、以 陸奧蝦夷、令 乘 已船、到 大河側。於是、渡嶋蝦夷一千餘、屯 聚海畔、向 河而營。營中二人、進而急叫曰、爾慎船師多來、將 殺 我等 之故、願欲 濟 河而仕官 矣。阿倍臣遣 船、喚 至兩箇蝦夷、問 賊隱所 其船數。兩箇蝦夷、便指 隱所 曰、船廿餘艘。即遣 使喚。而不 肯 來。阿倍臣、乃積 綵帛・兵・鉄等於海畔、而令 食嗜。爾慎、乃陳 船師、繫 羽於木、拳而為 旗。齊 棹近來、停 於淺処。從 一船裏、出 老翁、廻行、熟視 所 積綵帛等物。便換 着單衫、各提 布一端、乘 船還去。俄而老翁更來、脫 置換衫、并置 提布、乘 船而退。阿倍臣遣 數船、使 喚。不肯 來、復 於弊路辨嶋、食頃乞 和。遂不 肯 聽。△弊路辨、渡嶋之別也。△拋 已柵 戰。于 時、能登臣馬身龍、為 敵被 殺。猶戰未 倦之間、賊破殺 已妻 子。</p>
<p>III</p> <p>a、元年七月己卯 於 難波朝、饗 北△北、越。△蝦夷九十九人、東△東、陸奧。△蝦夷九十五人。并設 百濟調使二百五十人。仍授 柵養蝦夷九人・津刈蝦夷六人、冠各 一階。 b、元年是歲 ……蝦夷・隼人、率 衆內風、詣 關朝獻。</p>	<p>c、五年三月甲午 甘藪丘東之川上、造 須弥山、而饗 陸奧 越蝦夷。 d、五年七月戊寅 遣 小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥、使 於唐國。仍以 道與蝦夷男女二人、示 唐天子。△伊吉連博德書云、…天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有 三種。遠者名 都加留、次者名 魚蝦夷、近者名 熟蝦夷。今此熟蝦夷、每 歲、入 貢本國之朝。…△</p>	<p>c、五年三月甲午 甘藪丘東之川上、造 須弥山、而饗 陸奧 越蝦夷。 d、五年七月戊寅 遣 小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥、使 於唐國。仍以 道與蝦夷男女二人、示 唐天子。△伊吉連博德書云、…天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有 三種。遠者名 都加留、次者名 魚蝦夷、近者名 熟蝦夷。今此熟蝦夷、每 歲、入 貢本國之朝。…△</p>	<p>F、六年三月 遣 阿倍臣、入闕 名。率 船師二百艘、伐 爾慎國。阿倍臣、以 陸奧蝦夷、令 乘 已船、到 大河側。於是、渡嶋蝦夷一千餘、屯 聚海畔、向 河而營。營中二人、進而急叫曰、爾慎船師多來、將 殺 我等 之故、願欲 濟 河而仕官 矣。阿倍臣遣 船、喚 至兩箇蝦夷、問 賊隱所 其船數。兩箇蝦夷、便指 隱所 曰、船廿餘艘。即遣 使喚。而不 肯 來。阿倍臣、乃積 綵帛・兵・鉄等於海畔、而令 食嗜。爾慎、乃陳 船師、繫 羽於木、拳而為 旗。齊 棹近來、停 於淺処。從 一船裏、出 老翁、廻行、熟視 所 積綵帛等物。便換 着單衫、各提 布一端、乘 船還去。俄而老翁更來、脫 置換衫、并置 提布、乘 船而退。阿倍臣遣 數船、使 喚。不肯 來、復 於弊路辨嶋、食頃乞 和。遂不 肯 聽。△弊路辨、渡嶋之別也。△拋 已柵 戰。于 時、能登臣馬身龍、為 敵被 殺。猶戰未 倦之間、賊破殺 已妻 子。</p>

(2) (1) 右表のうちI・IIが阿倍比羅夫征討關係記事で、IIIがそれ以外の蝦夷關係記事である。Iは坂本太郎氏が実録型II政府記録とし、IIは同氏が氏族伝承型III阿倍氏の家記とした史料である。なお、私見は坂本氏と必ずしも同じではないが(本文参照)、本表では便宜上、坂本氏の分類によった。